

西部石油株式会社

事業継続計画書

Seibu Oil Business Continuity Plan
BCP

“新型インフルエンザ流行時の緊急時対応計画書”
【抜粋版】

2021年4月

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	1
------------------	--------------------	--------------------	---

目 次

1. 序文	3
1-1 目的	3
1-2 基本方針	3
1-3 西部石油の基本方針	3
1-4 背景と影響の可能性	3
2. 新型インフルエンザ災害対策本部	6
2-1 新型インフルエンザ災害対策本部の構成	6
2-2 新型インフルエンザ災害対策本部の召集	6
2-3 新型インフルエンザ災害対策本部の活動	6
2-4 災害対策本部長の役割	7
2-5 災害対策本部における各部門の役割	8
3. 事業継続計画書の策定	9
3-1 事業継続計画策定に際して想定する日本における感染被害想定	9
3-2 事業継続計画の基本的考え方	9
4. 隔離と予防策	10
4-1 オフィスに立ち入る人数の制限	10
4-2 人との接触の制限	10
4-3 就労中の発病の場合	11
4-4 新型インフルエンザ発生前の感染予防	11
4-5 新型インフルエンザの感染予防・拡大防止のための物品備蓄	11
5. 出張制限	11
5-1 国内出張	11
5-2 海外出張	11
6. 計画書の見直し	12

1. 序文

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	2
------------------	--------------------	--------------------	---

1-1 目的

この文書は、新型インフルエンザ大流行時に新型インフルエンザ災害対策本部を立上げ、それぞれ業務の継続と社員の健康および社会的影響を管理していく為の計画策定を支援する事を目的としており、下記の事項を示している。

- 基本方針と西部石油の対応方針
- 新型インフルエンザ災害対策本部の編成手順と責任
- 事業継続の対応
- 社内外とのコミュニケーションに対しての指針
- 健康、予防、隔離および治療に関するアドバイス
- 関連チェックリスト

本計画書の最終責任者は、社長とし、各部門における必要性や影響度、また最新の医学的助言、そして事業の継続に関するベストプラクティスを反映する為に、定期的に関係者によって見直され、最新のものに更新されていくものとする。

1-2 基本方針

この計画書は下記の基本方針に基づいて作成されている：

- 会社は健全な経営上の理由と社会に商品とサービスを提供するために、安全性が確保される限り、事業の継続と主要な操業を確保する事に努める。
- 会社は、従業員とその家族に対し、正当な対策を講じると共に、新型インフルエンザまん延リスクの防止、拡大阻止、および軽減に向けて役割を果たす。

1-3 西部石油の対応方針

西部石油においては、以下の対応方針に基づき、対応策を講じるものとする。

1. 社員およびその家族の新型インフルエンザ感染を防止することを第一に考えて対応を行う。
2. 対策本部活動や社員への事前情報活動などは統一した行動を原則とする。
3. 社員の安全や健康維持をはじめとするHSSE方針を優先し、的確な情報をタイムリーに社員やその他のステークホルダーに提供する事で、無用な混乱を避ける。
4. 日本においては、厚生労働省から各都道府県に対し地域における感染の蓋然性等を踏まえ、タミフルの適切な供給の確保に努めるとともに、冬季の災害対策の一環としても、各都道府県の備蓄医薬品リストにこれを追加するように努めるように通知が出ていることから、出光グループの方針に則り、会社としてワクチンの備蓄は行なわない。
5. 新型インフルエンザが流行した際には、最重要業務を少なくとも最低限のレベルで稼働を確保することが社会機能維持事業者の観点から重要である。
6. この際、特に勤務条件（主に健康や安全確保）を悪化させずに操業を維持する事に留意しなくてはならない。
7. 出光グループと連携を図り、情報を共有化することが重要である。

1-4 背景と影響の可能性

「新型インフルエンザは人類にとって計り知れない脅威である。」という一致した見解や報道は、トーンの違いはあるもののさまざまな研究機関や行政機関から発表されている。

新型ウイルスによる新型インフルエンザの大流行は反復的出来事であって予想ができず人口の大きな部分に深刻な影響を及ぼし、人々の社会的、経済的および安全上の不安を著しく高めるものとして危惧されている。

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	3
------------------	--------------------	--------------------	---

近年の鳥インフルエンザウイルスH5N1型は、世界的新型インフルエンザ大流行の原因となり得る新型ウイルスに突然変異する恐れがある。WHO は「それは仮定の問題ではなく時間の問題」であり、政府機関が緊急時対応策を立てるべきであると強調している。

日本においても、厚生労働省は事業者・職場における新型インフルエンザ対策の計画と実行を促進する為に、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改定案)」を2008年7月作成、感染予防策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示している。

1-4-1 ビジネスリスク

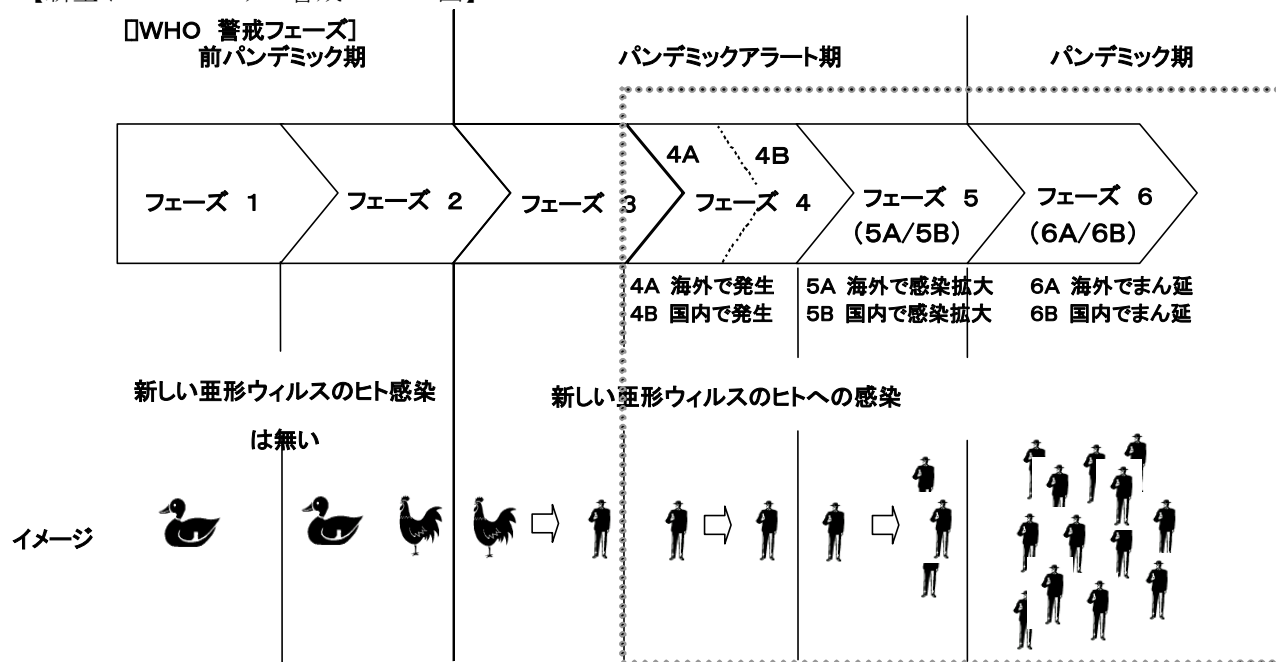
世界的な大流行の場合、ビジネスと社会に対するリスクは甚大であると思われる：

- 多くの従業員は就労不能になる－自分自身が病気になるか隔離されるか、近親者が病気になり看病に追われるか。
- 欠勤率の上昇（一時期には25 - 50%に達する）が操業と支援役務に打撃を与える。
- 人手不足になり現場作業の安全性が確保できなくなる。
- 業務出張が制約されるか不能になり、必要に応じて必須要員を移動させる事が出来なくなる。
- 協力会社およびサプライヤーの役務提供が困難になる。
- 警察/保安、消防、航空管制官等の必要不可欠な役務/要員が著しく不足する。
- 医療関係者が病気になり病人の診断や治療が出来なくなる。
- 電力、水道、電話および輸送機関等の公共サービスが縮小する。
- 従業員とその家族は、パンデミック期においてある期間、自宅に待機しなければならない可能性がある。

更に、パンデミック・ワクチンは流行発生後少なくとも6ヶ月後でないとう入手できず、抗ウイルス薬の供給は不足がちな可能性がある。

緊急時対応策は、これらの起り得る影響 - 特に要員問題への影響 - を考慮にいれて作成されなくてはならない。緊急時対応のあらゆる施策について代替要員計画を考える必要がある。原則としてライン管理職が欠勤した場合の代行者は、その上位者とする。また必要に応じ各部門において病欠または就労不能の場合の代替要員の指名を行うものとし、そのリストは環境安全室長が保管する。

【新型インフルエンザの警戒フェーズ図】



【WHOによる発生段階区分】

フェーズ1	動物の間で流行しているインフルエンザウイルスの人への感染が報告されていない状態。
フェーズ2	家畜や野生動物の間で流行しているインフルエンザウイルスが人間に感染したことが確認され、パンデミックの潜在的な脅威であるとみなされた状態。
フェーズ3	動物の、あるいは動物から人間へ感染するインフルエンザ遺伝子再集合体ウイルスが、散発的な、あるいは小規模な集団での人への感染を引き起こしているが、コミュニティレベルでの流行を持続するほどの人から人への感染は引き起こしていない状態。
フェーズ4	動物の、あるいは動物から人間へ感染するインフルエンザ遺伝子再集合体ウイルスが、コミュニティレベルでのパンデミックを引き起こすことができるほどの人から人への感染力を得たことが確認された状態。
フェーズ5	同一のウイルスが、WHOが定める地域区分の同一地域にある2ヵ国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている状態。
フェーズ6	フェーズ5で定義された基準に加えて、同一のウイルスがWHOの定める地域区分の少なくとも1ヵ国以上で、コミュニティレベルの流行を持続させている状態。
ポストピーク期間	十分なサーベイランスができる国のほとんどで、新型インフルエンザの活動がピークレベルより低下した状態。しかし、その可能性に応じて各国は第二波に備える必要がある。
ポストパンデミック期間	新型インフルエンザの活動が季節性インフルエンザと同等のレベルに戻った状態。

【政府による発生段階区分】

発生段階	状態
前段階(未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生)	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階(都道府県判断)	国内で感染経緯に関する疫学調査が出来なくなった状態
感染拡大期	各都道府県による感染拡大防止措置の効果が期待できる状態
まん延期	各都道府県による感染拡大防止措置の効果が十分得られなくなった状態
回復期	各都道府県においてピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)	感染者の発生が減少し低い水準に留まっている状態

1-4-2 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

石油事業者は機能低下を帰した場合、最低限の国民生活が維持できないものという観点でライフライン関係の社会機能の維持に関わる事業者指定されている。特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制について検討を進めるとともに、新型インフルエンザ対策に関する行動計画の策定が求められている（添付資料-1「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」参照）。なお、業務継続の可否は社長の判断によるが、出光グループとの連携を図るとともに政府等から出される勧告、通知等に留意する。

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	5
------------------	--------------------	--------------------	---

2. 新型インフルエンザ災害対策本部

2-1 新型インフルエンザ災害対策本部の構成

厚生労働省がフェーズ4Aないし4B(国内外でヒトヒト感染が始まった)を宣言したら産業医を含めた新型インフルエンザ災害対策本部を設置する。本部は本部長をトップとして、各部門の代表者によって構成される。本部の各構成員は関連する熟練と知識を持った代行者を一人以上(二人が望ましい)指名しておくものとする。

構成員	役割
本部長	本部長は社長とし、会社全体を統括指揮する。
副本部長	副本部長はあらかじめ定めた順序による取締役とし、本部長を補佐または本部長不在時その職務を代行する。
産業医	健康対策に関する助言をする。
本部員	本部長および副本部長以外の役員ならびに全部室長および本部長が指名する者とし、本部長の指示のもと、対策等を推進する。
事務局	環境安全室とし、本部の運営を補佐し、活動を管理する。

2-2 新型インフルエンザ災害対策本部の動員

新型インフルエンザ災害対策本部は、以下の目的において本部長によって召集される。

- 予防的措置として対応を討議検討または訓練を実施するとき。
- 政府またはWHOによるフェーズ毎の新型インフルエンザ発生等の宣言がなされたとき。

世界的規模の大流行の宣言はWHO によって行われ、個々の国における大流行の宣言は政府が行うが、これはWHO の指導に基づいて行われる可能性が高い。

もし国の判断が WHO の判断と異なる場合には、本部にて判断するものとする。

本部は山口製油所大会議室に集合するものとし、この会議室は流行/大流行の期間中本部の専用とされる。ただし、新型インフルエンザの蔓延状況に応じて、本部の意思決定についてはメールや電話-電話会議などの手段を講じる。

- 電話番号: 0836-88-5641～5645 (山口製油所大会議室専用回線)

2-3 新型インフルエンザ災害対策本部の活動

この計画書は事業の継続計画が新型インフルエンザ大流行を考慮に入れて既に策定されており、他の措置が大流行前に実施されている事を前提としている。しかし、もし政府が大流行(世界的発生)または流行(地域的発生)が近い事を発表した場合、この本部の活動は以下の通りとなる：

役割

- 本部長の指示により会議を開き、災害対策本部の活動内容を共有化する。
- 本部構成を見直し必要に応じて応援を求める。
- 当面の優先順位を定め、必要な措置を講じる。
- 問題点を見つけて、影響を最小限に留めるための方針と戦略を定め、社内外の関係者に連絡する。
- 必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。
- 業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。
- 感染防止対策として、保護具類(マスク、ゴーグル、消毒薬、うがい薬、他)を備蓄する。
- 厚生労働省から特定接種実施指示があった場合、速やかに実施を指示する

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	6
------------------	--------------------	--------------------	---

連絡・指示

- 従業員が発病した、または発病の可能性がある場合（同居家族の発病等）には、自宅待機および受診等の指示をする。
- 個人の基本的な衛生管理方法について周知する。
- 従業員に定期的に最新情報を提供する。

健康・衛生

- 不特定の人が使用するトイレ、手摺、電話の受話器等に特に注意を払い、適切な衛生管理に努める。
- 欠勤者数ならびに同居家族の罹患者数の推移を監視する（部門長は担当部門の毎日の欠勤者数等を把握し、総務部長に報告する）。
- 従業員の出社人数と必要な各職場の要員配置に対するアドバイスを行なう。
- 政府の公衆衛生勧告の最新版を把握する。
- 従業員等に対する検温等の自己健康チェックの強化、対面会議等の自粛等を指示する。
- 従業員等に38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザが疑われる症状がある場合、出社しないように指示する。自宅待機を要請する際には医師等の意見を聞く。
- 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討指示する。
- 保護具の着用を検討指示する。

関係官庁等とのコンタクト

- 適切な緊急時対応を確保するため、政府の緊急時情報を入手する。
- 国、地方公共団体および石連等からの要請に協力する。

事業継続

- 運転停止や本部要員削減等のような事業の緊急時対応計画の実施を指示する。
- 病欠者が増えて通常の操業が維持できない場合には、全ての緊急性を要さない事業活動の停止を指示する。
- 病欠者が増えて施設の安全操業が維持できない場合には、その事業活動の停止を指示する。
- 通勤方法の変更（東京本社：時差出勤）や交代制の導入等により、外部との接触の機会を減らす措置を講ずる。
- 従業員への教育、必要に応じた対策の見直しを行う。

出張（海外および国内）制限

- 政府等の情報に基づいて出張に関する助言をするとともに、対応を指示する。
- 出張者の追跡調査を行う。

2-4 災害対策本部長の役割

新型インフルエンザ災害対策本部の業務を統括調整する事に加え、本部長の責任には下記が含まれる。

< 初動 >

- 災害対策本部の召集。
- 状況を正確かつタイムリーに従業員に伝える。
- 従業員と家族に予防策の実施を求める。
- 関係政府機関と連絡を取る。
- 地域の渡航制限を発動し、追跡調査を実施する。
- 事業の優先度を定め、次のアクションを特定する。

< 役割 >

- 政府および出光興産等との対外折衝の調整を行う。（特に政府の要請があった場合）
- 継続するビジネスに関し優先度を付ける。
- 社内および社外の連絡体制を確保し、それが有効に機能するようにする。
- 会社の対応が国の法律におよび緊急時対応計画と整合していることを確認する。
- 必要に応じて出光グループの新型インフルエンザ災害対策本部との連携を図る。

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	7
------------------	--------------------	--------------------	---

2-5 新型インフルエンザ災害対策本部における各部門の役割

2-5-1 産業医

- 当社のヘルス・アドバイザーを務める。
- 就労中に発病した場合、どのように対処すべきかについての情報を提供する。
- 帰国者に対して、体調に注意し、(毎日の体温測定を含む)自己診断を行い、発病したら直ちに医療を受けるように助言する。

2-5-2 総務部

- 発生した人事問題(例:交替勤務のシフト変更、在宅勤務等)を管理する。
- 欠勤者等の状況を把握する。
- 感染予防対策(保護具の使用等)を指示する。
- 感染者および感染の疑いのある者に対し指示を行う。
- 感染者の接触経路の調査と感染拡大防止対策を行う。
- 保護具の在庫管理および不足品の手配を行う。
- メディア対応に関し管理し対応する。(例:新聞発表等)
- 従業員とのコミュニケーションに適切なシステムを確保する。(例:ポータル、eメール等)
- 法的問題を把握し、対応する。
- 福利厚生、食事、移動およびその他の支援策を行う。
- 訪問者および郵便物を管理する。
- 災害対策本部の指示に基づき、山陽小野田市立病院、山陽小野田赤十字病院と添付リストに基づきワクチン接種について病院側と調整を行い、早期実施に努める。

2-5-3 経営管理部

- 財務問題(資金調達、支払い等)を管理し対応する。
- 関係官庁等に対する情報入発信の窓口となる。

2-5-4 環境安全室/部

- 発生するHSSE問題(含む法的問題)を把握し、対応する。
- 海外の出張制限等の情報を提供する。
- 関係官庁等に対する情報入発信の窓口となる。
- 災害対策本部の全ての活動等について記録し、事務局として活動が適切に行われるように管理する。
- 総務部と連携し、感染防止対策等の教育を行う。
- 入構者を管理する。

2-5-5 情報システム部

- システム運用能力が低下した場合に、重要なアプリケーションに優先度を付ける作業を統括する。
- 在宅勤務対応として、情報通信に関する支援を行う。

2-5-6 技術部/生産管理部

- 出光興産と協議し、需給(含む原油)調整する。
- 装置の運転停止・開始において、関係部署と連携し、工程を作成、周知する。
- 装置の運転停止・開始について、関係部署と連携を図る。

2-5-7 業務部

- 需要家等の販売先状況を把握し、緊密な連携を取り対応する。

2-5-8 製造部

- 運転状況/部内の欠勤率等を把握する。
- 欠勤率が増え、操業が維持できない場合は、装置停止について関係部署と協議し、災害対策本部へ提言する。災害対策本部の指示に従って装置の停止を行う。
- 生産管理部/業務部と協議し、出荷調整、オーダー調整する。

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	8
------------------	--------------------	--------------------	---

2-5-9 工務部

- 装置の運転停止／開始に関する支援を行う。

3. 事業継続計画書の策定

3-1 事業継続計画策定に際して想定する日本における感染被害想定

3-1-1 前提

新型インフルエンザの感染被害は、世界各国、日本全域で広範囲に広がる恐れがある。また一回の感染流行の波は約2ヶ月間続くとされており、その流行の波が1年半くらいの間に2～3回繰り返し発生することが予想されている。各職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員等が欠勤することも予想されている。日本国内では、これまでに各地で鳥インフルエンザの発生が確認されているが、いずれも人への感染はない。また、世界的には東南アジアを中心に多数の感染例があり、これまでに人から人への感染についても、家族間での感染が確認されたとの報道もなされている。現在のところ国内で人が鳥から鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられている。

しかしながら、新型インフルエンザが発生した場合の感染被害は、世界各国で広範囲に広がる恐れがあり、それに伴って渡航者からの2次感染により国内にも広範囲に広がる可能性が高いと言われている。

3-1-2 被害想定

- 国内で新型インフルエンザの発生とともに感染が広範囲に及ぶものとする。
- 発病やその疑いで会社への出勤を停止される従業員の比率(欠勤率)を厚生労働省が想定しているフェーズ4Bで数%、5Bで20%、6Bで40%超とする。
- 流行期間は2ヶ月間とし、流行の波が1年半くらいの間に2～3回繰り返し発生することを想定する。
- フェーズ5Bおよび6Bでは、当社事務所並びに、関係会社、協力会社、得意先などにも被害が及び取引継続に大きな影響及び混乱が生ずることを想定する。

3-2 西部石油における事業継続計画の基本的考え方

従業員が欠勤した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて業務運営体制について検討し、対策を講じる。

国外において新型インフルエンザが発生した段階(フェーズ4A)で、災害対策本部を設置する。主に全国的な供給補完体制の確認や各出荷基地の在庫数量の確認などが取組みとなる。また、この段階で一部感染防止対策を実施する。具体的内容については、災害対策本部が指示する。

更に、災害対策本部長は国内で感染が確認された段階(フェーズ4B)にてBCP発動を宣言し、当計画書に沿った体制を確立し実行する。

3-2-1 事前準備

- 社員や関係会社社員に対して事前の感染予防活動を周知徹底する。また、早い時期から人との無用な接触を避けるために在宅勤務体制への移行等の準備を行い、出来る限り感染を低いレベルに抑えるよう対応する。
- 欠勤による要員不足時に備え、安全に運転を行なうための要員補完体制の構築および業務縮小計画の策定を行う。また、装置の一部または全面停止の方針および手順等を策定しておく。
(添付資料-2、3「新型インフルエンザ警戒フェーズ別アクションプラン」および「新型インフルエンザ流行時における業務継続計画」参照。)

3-2-2 第一段階対応(フェーズ4Aが発表された場合)

- 災害対策本部を設置する。
- 海外出張を禁止する(渡航者への帰国を指示する)。
- 感染予防対策を実施する。

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	9
------------------	--------------------	--------------------	---

- d) 上司は部下の体調を把握し、総務部長に報告する。
- e) 緊急時に備え、保護具等の追加備蓄を検討する。
(添付資料-2「新型インフルエンザ警戒フェーズ別アクションプラン」を参照。)

3-2-3 第二段階対応(フェーズ4Bが発表された場合)

- a) 国内出張を原則全面的に禁止する。
- b) 感染予防対策を強化する(保護具等の完全使用を開始する)。
- c) ソーシャルディスタンス(他人との接触を最小限にする)対策を実行する。
- d) 発生地域からの来訪者を制限する。
(添付資料-2「新型インフルエンザ警戒フェーズ別アクションプラン」を参照。)

3-2-4 第三段階対応(近隣[山口県／福岡県、東京本社は関東地区]で小規模な集団感染発生、フェーズ5B、6Bが発表された場合)

- a) 東京本社
緊急時対応計画に従って業務の縮小を図るとともに、感染予防対策等を徹底する。感染拡大防止の為に、原則自宅待機とし、出社は最低限の社員にとどめる。また、自宅待機の社員に関しては必要に応じて自宅での業務継続を命じる。
- b) 山口製油所
緊急時対応計画に従って業務縮小を図るとともに、感染予防対策等を徹底する。装置等は欠勤率の増加に伴い、安全を最優先に必要に応じて予め策定した方針および手順等に従い、一部停止または全面停止を行う。
(添付資料-2、3「新型インフルエンザ警戒フェーズ別アクションプラン」および「新型インフルエンザ流行時における業務継続計画」を参照。)

4. 隔離と予防

4-1 オフィスに立ち入る人数の制限

流行発生の知らせを受けたら、新型インフルエンザ災害対策本部での決定を受け、総務部は、下記の施策を実施する。

- 全ての施設の入り口に、新型インフルエンザ感染の兆候がある場合には、立ち入りを禁止する旨の掲示を行う。
- 職場に感染抑制のための注意文を掲示する。(掲示板とトイレ等の共有部分を含む)

4-2 人との接触の制限

感染の予防策としての基本は、人との接触を制限することにある。一般的には、群集や人の混雑した場所に居ることを避けることであるが、職場においても可能な限り人との接触を減らす為、下記の事項を考慮しなくてはならない。

- 参加者が同じ施設に居る場合においても、可能な限り会議は電話で行うようにする。
- 対面会議が避けられない場合には、小さな会議室を使用しないようにする。大きな会議室を選び、出来るだけお互いの距離が1m以上離れるようにして座る。
- 食堂で集まって昼食を取らないようにする。 - 昼食時間をずらして食堂に居る人数を減らすか、自分の机、ワークステーションまたはより隔離された場所で昼食を摂る。
- 必須でないワークショップ、訓練および講演は中止する。
- 労働時間をフレキシブルにしてコアタイムを短縮する事を考える。

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	10
------------------	--------------------	--------------------	----

可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討しておく。

- 在宅勤務で可能な業務の有無
- 対面による会議を避け、電話会議の利用
- ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避

4-3 就労中に発病の場合

医師は就労中に発病した場合、どのように対処すべきかについてアドバイスおよび情報を提供する。

社員は新型インフルエンザに感染したと思われる場合には、出社前であればそのまま家にいるか、就労中であれば、直ちに帰宅して医療機関の診察を受けなくてはならない。上司または監督者に状況を連絡し、完全に直ってから職場に戻るようにする。

4-4 新型インフルエンザ発生前の感染の予防

新型インフルエンザが発生する前であっても、事業者は従業員等の間の感染拡大を防止する意識を高めるため、日頃から職場において、必要に応じて、以下の措置を講じる。

- マスク、うがい、手洗いの励行。
- 「咳エチケット」を心がける。
- 従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。
- 従業員等の海外渡航に係わる情報について把握し、連絡する。

4-5 新型インフルエンザ感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

新型インフルエンザ発生に備え、マスク等の感染予防保護具類等を各社で予めリストアップし備蓄する。
感染予防保護具：

N95マスク	サージカルマスク	ゴーグル	使い捨て手袋
携帯用消毒剤	うがい薬	紙コップ	ビニールごみ袋
使捨て保護衣セット	非接触型体温計	使い捨て体温計	消毒剤

5. 出張制限

5-1 国内出張

フェーズ4Bの時点で、発生地域への移動を制限する。

5-1-1 国内出張禁止

- 発生地域へ出張は禁止とし、その他の地域へ出張は緊急かつ重要なものを除き禁止の指示を出す。
- 出張の代替手段として、電話・メールおよびテレビ会議を活用する。
- 発生地域へ出張中の者は速やかに帰社させる様指示を出す。また、健康状態を把握するとともに、必要なら追跡調査をする。

5-2 海外出張

フェーズ4Aの時点で、感染拡大防止のための対策を実施する。

5-2-1 海外出張禁止

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	11
------------------	--------------------	--------------------	----

- 感染地域への渡航を全て中止するよう指示を出す。他の地域への出張は緊急かつ重要なものを除き禁止の指示を出す。
- 出張の代替手段として、電話・メールおよびテレビ会議を活用する。
- 災害対策本部長は総務部長に対し、感染地域に居る者の氏名を報告するよう指示する。
- 既に感染地域に居る業務出張者には、感染予防上の注意と帰国の可能性についての助言を行う。
- 総務部長は感染地域から最近帰国した者を調査し、災害対策本部長に報告する。
- 患者発生国・地域から帰国した従業員及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、保健所から、都道府県で指定された医療機関で受診するよう指導を受ける。
- 産業医は、帰国者に対して体調に注意し、自己診断(毎日の体温測定を含む)を行い、発病したら直ちに医療を受けるように指導する。

6. 計画書の見直し

本計画書は環境安全室によって作成され、社規管理規程(Ⅰ-10-05)に準じ承認手続きを行う。また、日本国内や出光グループ全体としての状況変化を反映し、定期的に見直しを行う。

流行発生時に第一波が終わった時点で流行または大流行への対応を評価し、その中で学んだ教訓を生かして、計画書を改定する。また、その結果は、全ての関係者に対して周知する。

文書所有者： 環境安全室長	制定年月日： 2007.7.1	改定年月日： 2021.4.1	12
------------------	--------------------	--------------------	----